

争議行為の通知の公表

青森県青森市合浦 1 丁目 6 番 5 号に所在する青森清掃労働組合委員長倉内明彦から労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により公表する。

令和 2 年 3 月 2 4 日

青森県知事 三 村 申 吾

- 1 争議行為の目的 賃上げ等
- 2 争議行為の日時 令和 2 年 4 月 16 日及び令和 2 年 4 月 17 日
午前 5 時から午後 1 時まで
- 3 争議行為の場所 青森清掃株式会社
- 4 争議行為の概要 全ての組合員が連続的又は断続的にストライキを実施する。